

下級裁判所裁判官指名諮問委員会高松地域委員会（第6回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会高松地域委員会庶務）

1 日 時

平成17年9月13日（火）13：30～14：50

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員）伊豆亮衛，井原理代，近藤浩二，津川博昭，溝淵 勝

（庶務）西村高松高裁総務課長

（説明者）豊澤高松高裁事務局長

4 議 題

- (1) 平成18年4月期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について
- (2) 平成17年新任判事補に関する情報収集について（司法修習生からの任官）

5 席上配布資料

下級裁判所裁判官指名諮問委員会から送付された資料

6 議 事

(1) 委員長及び委員長代理人事

審議に先立ち、近藤委員長代理から各委員に空席の委員長の選任についての提案がなされ、互選の結果、溝淵委員が委員長に選任された。また、委員長代理は、前年度に引き続き、近藤委員が選任された。

(2) 事務局長の入室許可

実質的な協議に際し、高松高裁管内の実情についての説明を要することを考慮し、説明者として豊澤高裁事務局長の出席が許可された。

(3) 審議資料の説明

庶務から、本日の審議資料について説明した。

(4) 判事任命ないし判事再任の指名候補者に関する情報収集について

ア 情報収集の方法については、中央の委員会から示された方針に沿って行うことと了承された。これを受けて、指名候補者について、現に勤務する庁に対応する検察庁及び弁護士会（高・地裁に勤務経験のある指名候補者については、対応する各検察庁及び高裁管内の単位弁護士会）に対し、指名候補者の名簿を提供して、指名の適否に関する特段の情報を有する場合にはこれを提供してもらうよう依頼するものとされた。

なお、当地域委員会への情報の受付締切期限については、10月28日（金）までとされた。

イ 今回中央の委員会から当地域委員会に情報収集の依頼のあった重点審議者についても、上記アと同様の方法により情報収集を行うこととされた。

ウ 弁護士会へ情報収集の周知依頼をするに際し、各弁護士個人から寄せられた情報を弁護士会が取りまとめること及び段階評価式アンケートによる情報収集を行うことはいずれも相当でないという中央の委員会の考え方を改めて伝えてもらいたい旨の中央の委員会から地域委員会に対する依頼については、同趣旨を記載した当地域委員長名の書簡を上記アの依頼文書に同封して送付することとされた。

エ 寄せられた情報の取扱いについては、指名候補者のプライバシーに深く関わることから、庶務担当である高裁総務課にファイリングして備え置くとともに、情報が寄せられた旨を各委員に速やかに連絡することとした。

(5) 平成17年度新任判事補候補者に関する情報収集について

当地域委員会では、各庁会に対する指名候補者名簿を提供しての一般的な情報収集は行わないが、当地域委員会に新任判事補候補者に関する特段の情報が寄せられた場合には、それを中央の委員会に提供するものとされた。

なお、弁護士委員において、念のために上記の趣旨の周知方を弁護士会に依頼することになった。

(6) その他

情報を収集する過程で何らかの問題が生じたり，緊急に検討を要する事項が生じた場合には，委員長と委員長代理が相談して処理することとし，必要に応じて各委員に持ち回りで諮る方法をとることとされた。

(7) 次回の予定

次回は11月1日（火）午後1時30分とされた。